

株 主 各 位

静岡県富士宮市山宮3507番地の19
株式会社エンビプロ・ホールディングス
代表取締役社長 佐野富和

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、平成29年9月27日（水曜日）午後5時（営業時間の終了時）までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成29年9月28日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 静岡県富士市平垣本町8番1号
ホテルグランド富士2階 孔雀の間 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第8期（平成28年7月1日から平成29年6月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第8期（平成28年7月1日から平成29年6月30日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.envipro.jp/>)に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(平成28年7月1日から
平成29年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国や欧州の政治動向や地政学リスクに対する警戒感の高まりなど不透明な状況が続いたものの米国経済を中心に総じて堅調に推移いたしました。日本経済においても、個人消費の持ち直しに力強さが欠けるものの、企業収益及び雇用環境の改善等から緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社グループの事業領域においては、鉄スクラップ相場は期初の19,500円（東京製鐵岡山海上特級価格）から18,500円まで下落したものの、11月以降高炉原料の高騰や米国のインフラ需要拡大の期待等により29,500円まで上昇し期末においては25,000円となりました。非鉄金属相場についても、11月以降上昇し堅調に推移いたしました。

このような環境の中、鉄スクラップの輸出販売において相場変動に一部対応できなかったことや中古車及び中古自動車部品の販売の仕入原価の上昇、太陽光発電所の開発案件数の減少等により収益は減少いたしました。また、障がい者の就労移行支援、木質系バイオマス燃料の輸入、デジタルサイネージ等の新規事業関連では、投資先行型の事業であるため収益計上には至りませんでしたが、リサイクル資源を集荷・生産する各工場での取引において11月以降の相場上昇による事業環境の改善と廃棄物の取扱量拡大、貴金属回収量の増加、動産撤去・処理サービスの獲得案件数の増加等、各種収益改善施策が奏功したことにより収益を牽引いたしました。また、東洋ゴムチップにおいては、ゴムチップ等の販売・施工が好調に推移し収益に貢献しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は29,122百万円（前年同期比0.0%減）、営業利益は796百万円（前年同期比9.0%増）、経常利益は1,000百万円（前年同期比17.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は768百万円（前年同期比22.2%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は469百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

株式会社クロダリサイクル	高磁力選別設備	54百万円
株式会社エコネコル	直江津油圧ショベル	38百万円
株式会社クロダリサイクル	リープヘル重機	38百万円
株式会社クロダリサイクル	光学式選別設備	33百万円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、太陽光発電所を開発する合同会社への匿名組合出資のため金融機関より2,334百万円の調達を行っております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、資源リサイクル事業を営んでおりますが、事業環境が大きく変化する中で既存事業の構造改革と新規事業の開発を同時に推進し成長を実現していくために以下の項目に取り組んでまいります。

① 既存事業の構造改革

仕入面においては、国内人口が減少局面に入ったことや製造業の海外移転により原材料及び商品となる廃棄物の発生が減少傾向にあり業界内における原材料及び商品確保の競争が一層激化しております。また、販売面においては、金属相場は堅調に推移しているものの、中国鉄鋼業の過剰生産能力問題の動向や世界経済の不透明な状況等予断を許さない状況にあります。その中で当社グループは、金属リサイクルを強化しながらもより非金属リサイクルを拡充し安定的に収益をあげられる体制への構造改革を実施してまいります。

② 新事業開発

当社グループの収益源の多様化並びに継続的な成長・拡大を図るためには既存事業の伸長はもとより、従来とは異なる成長分野の新規事業開発と推進が必要であります。新技術の導入、商流や新商品・新サービスの開発、他社との連携による社外リソースの取り込みにより新規事業開発を進め、あらゆる可能性を模索しながら更なる業容拡大と収益の向上に努めてまいります。

③ 人材の確保と育成

当社グループの事業の拡大には、人材の確保と育成が欠かせません。そのため、事業展開に応じて企業理念を共有できる人材を確保していく方針であります。また、研修制度を充実させるとともに新企画や新規事業等への人材の抜擢を通じて、企業内起業家や次世代経営層の育成に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 5 期 (平成26年 6 月期)	第 6 期 (平成27年 6 月期)	第 7 期 (平成28年 6 月期)	第 8 期 (平成29年 6 月期)
売 上 高 (百万円)	35,786	32,538	29,130	29,122
経 常 利 益 (百万円)	726	1,001	853	1,000
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	551	685	629	768
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 金 額 (円)	91.80	105.99	97.26	118.84
総 資 産 (百万円)	13,090	14,464	15,027	17,886
純 資 産 (百万円)	7,268	7,928	8,293	8,985
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	1,095.38	1,191.29	1,241.42	1,341.94

(注) 1株当たり当期純利益金額は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数によって算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社エコネコル	百万円 435	% 100.0	資源リサイクル事業
株式会社3WM	275	100.0	資源リサイクル事業
株式会社クロダリサイクル	40	100.0	資源リサイクル事業
株式会社しんえこ	100	100.0	資源リサイクル事業
株式会社アストコ	50	100.0	資源リサイクル事業
株式会社E3	50	100.0	資源リサイクル事業
株式会社東洋ゴムチップ	100	100.0	資源リサイクル事業
株式会社ブライティノベーション	5	51.0	資源リサイクル事業
JAPAN COAST USED CARS AND SPARE PARTS TRADING	AED 1,031,492	100.0 [100.0]	資源リサイクル事業
3WM CHILE IMPORT EXPORT LIMITADA	USD 13,500	100.0 [100.0]	資源リサイクル事業
3WM UGANDA LIMITED	UGX 10,000,000	100.0 [100.0]	資源リサイクル事業

(注) 1. 株式会社アストコは、平成28年10月3日付で株式会社エコミットより社名を変更しております。

2. 「当社の出資比率」欄の〔内数〕は間接所有であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当該事業年度の末日における帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社エコネコル	静岡県富士宮市山宮3507番地の19	百万円 1,579	百万円 7,218

(7) 主要な事業内容

当社グループは、純粋持株会社制を導入しており、当社及び連結子会社11社(株式会社エコネコル、株式会社3WM、株式会社クロダリサイクル、株式会社しんえこ、株式会社アストコ、株式会社E3、株式会社東洋ゴムチップ、株式会社ブライトイノベーション、他3社)、持分法適用関連会社2社(株式会社アビジ、株式会社富士エコサイクル)で構成され、資源リサイクル事業を展開しております。

当社グループが行う資源リサイクル事業においては、企業、解体物件等から排出される金属スクラップ及び産業廃棄物(一部、一般廃棄物を含む。以下、「廃棄物」という。)を主要な取り扱い対象としており、これらの廃棄物を収集運搬し、中間処理工場にて、せん断・溶断、手解体、破碎・選別、圧縮・固形を行い、鉄スクラップ、非鉄金属(銅、アルミニウム、ステンレス等)、プラスチック等のリサイクル資源等を生産し、国内外に販売しております。当社グループで生産したリサイクル資源以外にも、同業者等からリサイクル資源を仕入れ、当社グループが全国に保有する集荷拠点に集荷し、国内への販売及び海外への貿易取引を行っております。

また、株式会社アストコにおいては、障がい者就労支援等の障がい福祉サービス、株式会社E3においては、太陽光発電所の開発・運営等、株式会社東洋ゴムチップにおいてはゴムリサイクル及びゴムチップの製造・販売、株式会社ブライトイノベーションにおいては、環境コンサルティングを行っております。

(8) 主要な営業所及び工場

名 称	事 業 所
当社	本社(静岡県富士宮市)
株式会社エコネコル	本社工場(静岡県富士宮市) 浜松工場(静岡県浜松市浜北区) 富士工場用地(静岡県富士市)
株式会社 3 WM	本社(愛知県名古屋港区)
株式会社クロダリサイクル	本社工場(北海道函館市)
株式会社しんえこ	本社工場(長野県松本市)
株式会社アストコ	本社 (東京都目黒区)
株式会社 E 3	本社(東京都中央区)
株式会社東洋ゴムチップ	本社工場(群馬県前橋市)
株式会社ブライトイノベーション	本社(東京都目黒区)
JAPAN COAST USED CARS AND SPARE PARTS TRADING	本社(Sharjah U. A. E)
3WM CHILE IMPORT EXPORT LIMITADA	本社(Iquique Chile)
3WM UGANDA LIMITED	本社(Kampala Uganda)

(9) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
363名	2名増

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社りそな銀行	百万円 2,512
株式会社三菱東京UFJ銀行	817
株式会社みずほ銀行	740
株式会社三井住友銀行	664

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は平成29年9月12日開催の取締役会において、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るため、平成29年9月28日開催の第8期定時株主総会において承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行する旨の決議をしております。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|----------------|-----------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 16,800,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 6,468,540株(自己株式85株含む) |
| (3) 株主数 | 2,122名 |
| (4) 大株主(上位10名) | |

平成29年6月30日現在

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ウィンデライト	2,851,000 株	44.08 %
佐野 文勝	945,000	14.61
佐野 富和	194,000	3.00
株式会社ユー・エス・エス	180,000	2.78
石井 裕高	107,500	1.66
石井 明子	107,500	1.66
長谷川 正典	102,800	1.59
株式会社三井住友銀行	48,000	0.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	42,700	0.66
株式会社静岡銀行	36,000	0.56

(注) 持株比率は、自己株式85株を発行済株式の総数から控除して算出しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における新株予約権の状況

① 新株予約権の概要

当社が既に発行している新株予約権の概要は、次のとおりであります。

発行回次 (付与決議日)	新株予約権 の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行 価額	行使価額	行使期間
第1回新株予約権 (注)1	11,700個	普通株式 351,000株	無償	1円	平成22年5月21日 ～平成41年6月30日
第2回新株予約権 (平成22年12月17日)	315個	普通株式 9,450株	無償	1円	平成23年1月1日 ～平成42年12月31日
第3回新株予約権 (平成23年6月30日) (注)2	2,230個	普通株式 73,590株	無償	1,008円	平成25年7月1日 ～平成34年6月30日

- (注)1. 株式会社エコネコルが平成21年6月16日開催の同社株主総会決議及び同日開催の同社取締役会決議に基づいて同社の取締役、監査役及び使用人に対して発行した新株予約権のうち、株式会社エコネコルが株式移転により当社を設立した日(平成22年5月21日)現在、行使又は消却されていない新株予約権に係る義務は、株式会社エコネコルから当社が承継しております。
2. 第3回新株予約権の数2,950個のうち、退職等により当社、当社子会社及び関連会社の取締役、従業員及び顧問等21名720個分の権利が喪失しております。

② 当社役員が保有する新株予約権の状況

上記①の新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は、次のとおりであります。

区 分	発行回次	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第1回新株予約権	9,200個	276,000株	4名
	第2回新株予約権	130個	3,900株	1名
	第3回新株予約権	250個	8,250株	3名
社外取締役	第1回新株予約権	200個	6,000株	2名
監査役	第1回新株予約権	200個	6,000株	2名
	第3回新株予約権	100個	3,300株	1名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
佐野 富和	代表取締役社長	株式会社アビツ取締役
石井 裕高	専務取締役	株式会社エコネコル専務取締役 株式会社東洋ゴムチップ取締役 株式会社富士エコサイクル取締役
佐野 文勝	常務取締役	株式会社エコネコル代表取締役社長
春山 孝造	取締役	株式会社しんえこ代表取締役社長 株式会社アストコ代表取締役社長
鈴木 直之	取締役	株式会社E 3 代表取締役社長
村上 美晴	取締役	セントケア・ホールディング株式会社代表取締役会長 有限会社村上企画代表取締役
黄 圭燦	取締役	学校法人東海学園大学 経営学部教授
井手 祥司	取締役	—
渡邊 一	常勤監査役	株式会社エコネコル監査役 株式会社クロダリサイクル監査役
遠藤 隆三	監査役	遠藤隆三税理士事務所所長 株式会社 3 WM監査役
小室 直義	監査役	株式会社E 3 監査役 株式会社アストコ監査役 ミルクランド株式会社取締役 一般社団法人コミュニティーネットサービス理事
和田 卓	監査役	株式会社東洋ゴムチップ監査役

- (注) 1. 取締役村上美晴氏、黄圭燦氏及び井手祥司氏は、社外取締役であります。
2. 監査役遠藤隆三氏、小室直義氏及び和田卓氏は、社外監査役であります。
3. 監査役遠藤隆三氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役村上美晴氏、黄圭燦氏及び井手祥司氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 取締役村上美晴氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。
6. 取締役黄圭燦氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。
7. 監査役遠藤隆三氏が兼職している遠藤隆三税理士事務所と当社との間には、特別な関係はありません。また、監査役遠藤隆三氏が兼職している株式会社 3 WMは当社の連結子会社であります。
8. 監査役小室直義氏が兼職しているミルクランド株式会社及び一般社団法人コミュニティーネットサービスと当社との間には、特別な関係はありません。また、監査役小室直義氏が兼職している株式会社E 3 及び株式会社アストコは当社の連結子会社であります。
9. 監査役和田卓氏が兼職している株式会社東洋ゴムチップは当社の連結子会社であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (3名)	174百万円 (8百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	15百万円 (8百万円)
合 計	12名	189百万円

- (注) 1. ()は、社外取締役及び社外監査役に係るものであります。
2. 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額（取締役29百万円、監査役0百万円）を含んでおります。
3. 株主総会決議による取締役の報酬限度額は、年額500百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）であります。（平成22年9月16日開催 第1期定時株主総会決議）
4. 取締役の報酬は、中長期的な株主価値及び企業業績の向上を図るため、企業業績と取締役個人の職責及び成果を適正に連動させることを基本方針として決定しております。
5. 株主総会決議による監査役の報酬限度額は、年額30百万円以内であります。（平成22年9月16日開催 第1期定時株主総会決議）

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

氏 名	地位	主な活動状況
村上美晴	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、13回に出席し、上場企業の経営者の豊富な経験・見地から適宜発言を行っておりました。
黄 圭燦	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、13回に出席し、経済学者の専門的見地から適宜発言を行っておりました。
井手祥司	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、13回に出席し、元上場会社の経営者の豊富な経験・見地から適宜発言を行っておりました。
遠藤隆三	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、12回に出席し、監査役会12回のうち、11回に出席しました。税理士の専門的見地から、取締役会において、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っておりました。また、監査役会において、豊富な経験と高い見識に基づき適宜、必要な発言を行っておりました。
小室直義	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、13回に出席し、監査役会12回のうち、12回に出席しました。地方自治体の元市長の豊富な経験・見地から取締役会において、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っておりました。また、監査役会において、豊富な経験と高い見識に基づき適宜、必要な発言を行っておりました。
和田 卓	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、12回に出席し、監査役会12回のうち、11回に出席しました。元企業経営者の豊富な経験・見地から取締役会において、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っておりました。また、監査役会において、豊富な経験と高い見識に基づき適宜、必要な発言を行っておりました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第22条第3項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 東陽監査法人

(2) 報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額 20百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
20百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておりませんので、上記報酬等の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当社は、取締役及び使用人が、法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するため、コンプライアンス遵守体制を整備しコンプライアンス教育及び研修等を実施して周知徹底を図る。また、その実践のため企業理念及び諸規程を制定し、マニュアル等を整備する。

ロ 当社は、他の業務執行部署から独立した代表取締役社長直轄の内部監査部による当社及び当社子会社等（以下「当社グループ」という。）全体の内部監査を実施する。内部監査を通じて各部署の内部管理体制の適切性・有効性を検証及び評価し、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適法性を確保する。

ハ 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

②取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程その他関連規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁記録的な媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 当社グループの業務執行に係るリスクに関して、内部統制委員会の小委員会においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、当社グループ各社の相互の連携のもと、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- ロ 当社グループの経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を内部統制委員会内に設置し、当社グループ全体の損失を最小限に抑えとともに早期の原状回復に努める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会の手続き及び取締役会の権限範囲等は取締役会規程で明確にする。
- ロ 取締役による効果的な業務運営を確保するため、組織規程及び業務分掌規程を定めるとともに、取締役の職務執行に関する基本的職務及び責任権限に関する事項を明確にすることで組織の効率的な運営を図ることを目的として、職務権限規程を定める。
- ハ その他社内規程を整備することにより、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ニ 当社は、単年度予算並びに中期経営計画を適正に策定及び運用するため、予算管理規程を定める。同規程に則り、取締役会において単年度予算並びに中期経営計画を決定するとともに、原則として事業年度毎に1回、中期経営計画のローリング（終期の更新と内容の見直し）を行う。
- ホ 取締役は、取締役会で定めた中期経営計画及び単年度予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況について取締役会に報告する。
- ヘ 当社の取締役会において、当社グループは業務の進捗状況の報告と重要事項の報告を行い、グループ全体の迅速な意思決定と業務遂行を実現する。

⑤当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ 当社グループは、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示及び要請の伝達等が効率的に行われる体制の構築を内部統制委員会中心に行う。
- ロ 取締役は、各部署の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
- ハ 内部監査部は、各部署の内部監査を実施し、その結果を社長並びに担当取締役に報告するとともに、必要に応じて、内部統制の改善案の指導、実施の支援及び助言を行う。
- ニ 代表取締役社長は、内部監査の有効性を確保するため、内部監査部の要請に応じて被監査部署以外の部署から内部監査人を選定できることとする。
- ホ 子会社の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、経営の重要な事項に関しては、決裁権限規程に基づき、当社の事前承認又は当社への報告を求めるとともに、当社の管理部門が子会社から事業計画等の報告を定期的に受け、業務の適正性を確認する。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役より監査業務に必要な業務指示及び命令を受けた使用人は、監査役が指定する補助すべき期間中は、その業務指示等に関して、取締役及び他の使用人の指揮命令を受けないこととし、監査役に係る業務に優先して従事する。

⑦当社グループの取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ 監査役を取締役会及びその他重要な会議に招集し、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行状況を報告することとする。
- ロ 内部監査部が実施した監査結果を監査役に供覧することとする。
- ハ 当社グループの取締役及び使用人等は当社グループに関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。
- ニ 監査役へ報告を行った取締役及び使用人等に対し、不利益が生じないことを確保する。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役監査に関する基準及び基本事項を規定し、監査役監査の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的として、監査役会規程並びに監査役監査規程を定める。監査役は同規程に定めるところにより、業務監査及び会計監査を行う。

イ 監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に対する個別のヒアリング等を実施することができるとともに、社長、内部監査部、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見を交換する。

ロ 監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の外部アドバイザーを任用することができ、その費用は会社が負担するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況については以下のとおりであります。

①重要な会議の開催状況

当期（平成28年7月1日から平成29年6月30日まで）における主な会議の開催状況は、以下のとおりであります。

取締役会は13回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍いたしました。その他、監査役会は12回、経営会議は26回、内部統制委員会は6回、同委員会の下部組織であるコンプライアンス委員会を12回、環境安全委員会を13回、情報セキュリティ委員会を12回、危機管理委員会を12回開催いたしました。

なお、取締役会については、上記の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第22条第3項の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が1回ありました。

②監査役の職務の執行について

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社の代表取締役、取締役及び当社の主な子会社の取締役を対象に面談を実施いたしました。また、監査役は、会計監査人や内部監査部との間で積極的な連携を図るため、定期的な会合を実施いたしました。

③内部監査の実施について

内部監査基本計画に基づき、当社及び当社子会社等の内部監査を計15回実施いたしました。

④財務報告に係る内部統制について

当期においては、内部統制に関する評価範囲を設定し当社及び当社子会社等の内部統制の整備と運用状況の評価を実施いたしました。

⑤反社会的勢力排除について

当期においては、お取引先様との契約書に反社会的勢力排除に関する記載を盛り込むとともに、反社会的勢力への対応に関する基本方針を従業員に周知し反社会的勢力排除についての意識醸成に努めました。

⑥教育・研修について

当社は、経営計画書や各種研修資料に基づき、コンプライアンス、情報セキュリティ、インサイダー取引防止等の教育・研修を実施いたしました。また、次世代経営者層の育成を目的としたビジネススクールを発足し、開催いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要課題の一つとして認識し、業績に応じた利益配分、経営基盤強化のための内部留保等を総合的に勘案しながら、長期的な視野に立ち、安定的かつ継続的な利益還元を行うことを基本方針といたします。業績連動利益配分の指標として連結配当性向20～30%を目標として実施してまいります。なお上記の連結配当性向に基づく配当金が年間20円を下回る場合にも、年間20円の安定配当を目指す所存です。

また、当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本方針としております。当社は「取締役会決議により毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる」旨を定款に定めており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会としております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,108,938	流 動 負 債	6,319,972
現 金 及 び 預 金	2,176,627	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	956,396
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	2,000,676	短 期 借 入 金	3,749,000
商 品 及 び 製 品	2,885,305	1年内返済予定の長期借入金	387,635
仕 掛 品	26,499	リ ー ス 債 務	95,203
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	379,895	未 払 法 人 税 等	223,648
繰 延 税 金 資 産	36,209	繰 延 税 金 負 債	9,754
そ の 他	670,125	賞 与 引 当 金	52,374
貸 倒 引 当 金	△66,401	そ の 他	845,959
固 定 資 産	9,777,969	固 定 負 債	2,581,823
有 形 固 定 資 産	5,030,973	長 期 借 入 金	1,737,577
建 物 及 び 構 築 物	1,567,672	リ ー ス 債 務	118,421
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	883,703	繰 延 税 金 負 債	55,508
土 地	2,301,935	再評価に係る繰延税金負債	64,282
建 設 仮 勘 定	191,121	退 職 給 付 に 係 る 負 債	240,455
そ の 他	86,540	資 産 除 去 債 務	165,068
無 形 固 定 資 産	141,747	そ の 他	200,510
の れ ん	86,766		
そ の 他	54,980	負 債 合 計	8,901,795
投 資 そ の 他 の 資 産	4,605,249	(純資産の部)	
投 資 有 価 証 券	1,529,047	株 主 資 本	8,620,129
出 資	2,927,295	資 本 金	704,994
繰 延 税 金 資 産	66,828	資 本 剰 余 金	1,153,536
そ の 他	100,873	利 益 剰 余 金	6,761,656
貸 倒 引 当 金	△18,795	自 己 株 式	△59
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	60,170
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	52,891
		土 地 再 評 価 差 額 金	8,633
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△1,354
		新 株 予 約 権	296,907
		非 支 配 株 主 持 分	7,905
		純 資 産 合 計	8,985,113
資 産 合 計	17,886,908	負 債 ・ 純 資 産 合 計	17,886,908

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成28年7月1日から
平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目				金 額	
売 上	高 価				29,122,913
売 上	原 価				23,420,232
売 上	総 利 益				5,702,680
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	利 益				4,905,808
営 業 外 収 益	益				796,872
受 取 利 息				6,794	
受 取 配 当 金				4,052	
為 替 差 益				23,911	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益				114,421	
受 取 賃 貸 料				37,545	
業 務 受 託 料				20,012	
そ の 他				33,285	240,023
営 業 外 費	用				
支 払 利 息				25,563	
支 払 手 数 料				4,654	
減 価 償 却 費				3,904	
そ の 他				1,923	36,046
経 常 利 益	益				1,000,849
特 別 利 益	益				
固 定 資 産 売 却 益				11,642	
国 庫 補 助 金				30,767	
受 取 補 償 金				21,956	
環 境 対 策 引 当 金 戻 入 益				11,761	
そ の 他				2,567	78,694
特 別 損 失	失				
固 定 資 産 除 却 損				2,625	
固 定 資 産 圧 縮 損				30,184	32,809
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益					1,046,734
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税				322,286	
法 人 税 等 調 整 額				△48,592	273,694
当 期 純 利 益					773,040
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益					4,327
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益					768,712

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年7月1日から
平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年7月1日残高	704,994	1,153,536	6,154,656	△27	8,013,159
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△161,712		△161,712
親会社株主に帰属する当期純利益			768,712		768,712
自己株式の取得				△31	△31
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	607,000	△31	606,969
平成29年6月30日残高	704,994	1,153,536	6,761,656	△59	8,620,129

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配株 主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額 金	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合 計			
平成28年7月1日残高	28,939	8,633	△20,626	16,946	259,598	3,578	8,293,283
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△161,712
親会社株主に帰属する当期純利益							768,712
自己株式の取得							△31
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	23,951	—	19,272	43,224	37,308	4,327	84,860
連結会計年度中の変動額合計	23,951	—	19,272	43,224	37,308	4,327	691,829
平成29年6月30日残高	52,891	8,633	△1,354	60,170	296,907	7,905	8,985,113

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てております。

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数
11社
- (2) 連結子会社の名称
(株)エコネコル
(株)3WM
(株)クロダリサイクル
(株)しんえこ
JAPAN COAST USED CARS AND SPARE PARTS TRADING
3WM CHILE IMPORT EXPORT LIMITADA
3WM UGANDA LIMITED
(株)アストコ
(株)E3
(株)東洋ゴムチップ
(株)ブライトイノベーション

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社数
2社
- (2) 会社等の名称
(株)アビツ
(株)富士エコサイクル
- (3) 持分法適用関連会社は、決算日が連結決算日と異なるため、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法

③ たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

イ 商品及び製品

移動平均法

ロ 原材料

移動平均法

ハ 仕掛品

移動平均法

ニ 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～60年

機械装置及び運搬具 2～10年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額)とする定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び国内子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

金利変動リスクの低減のため対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

僅少なものを除き、10年間で均等償却しております。

(8) 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(9) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において区分掲記していた「営業外収益」の「消費税差額」(当連結会計年度2,307千円)は、重要性が乏しくなったため、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において「営業外費用」の「その他」に含めておりました「減価償却費」(前連結会計年度969千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 10,142,617千円

2. 圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、以下のとおりであります。

建物及び構築物	56,446千円
機械装置及び運搬具	260,112千円
その他	17,180千円
計	333,738千円

3. 土地の再評価

連結子会社である㈱東洋ゴムチップは、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）

第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月 平成13年3月31日

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

普通株式

6,468,540株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年 9月29日 定時株主総会	普通株式	161,712	25.00	平成28年 6月30日	平成28年 9月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年 9月28日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	194,053	30.00	平成29年 6月30日	平成29年 9月29日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式

434,040株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については投資計画に照らし必要に応じ、主として金融機関から借入を行う方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また一部海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は為替変動リスクに晒されております。

投資有価証券及び出資金は、主に取引先企業の業務又は資本提携等に関連する株式等であり、信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また一部海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債務は為替変動リスクに晒されております。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で14年後であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を使用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等「4. 会計方針に関する事項(6)重要なヘッジ会計の方法」を参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は与信管理規程に従い、各関係部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

② 市場リスクの管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務に係る為替変動リスクを抑制するために、先物為替予約を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。なお、連結子会社においても、当社と同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,176,627	2,176,627	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,000,676	2,000,676	—
貸倒引当金(※1)	△63,822	△63,822	—
小計	1,936,854	1,936,854	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	118,808	118,808	—
資産計	4,232,290	4,232,290	—
(1) 支払手形及び買掛金	956,396	956,396	—
(2) 短期借入金	3,749,000	3,749,000	—
(3) 長期借入金(1年内返済予定 の長期借入金を含む)	2,125,212	2,275,542	150,330
負債計	6,830,608	6,980,938	150,330
デリバティブ取引(※2)	△368	△368	—

(※1) 受取手形及び売掛金に対応している貸倒引当金を控除しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	平成29年6月30日
非上場株式	1,401,238
出資金	2,927,295
債券	9,000

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することがきわめて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券
その他有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,341円94銭
1 株当たり当期純利益金額	118円84銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年8月24日

株式会社エンビプロ・ホールディングス
取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員 公認会計士 野 邊 義 郎 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 久 貝 陽 生 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 川 越 宗 一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エンビプロ・ホールディングスの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エンビプロ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第8期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役から監査方法及び結果の報告を受けて、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年9月12日

株式会社エンビプロ・ホールディングス 監査役会

常勤監査役	渡 邊	一 ㊟
社外監査役	遠 藤	隆 三 ㊟
社外監査役	小 室	直 義 ㊟
社外監査役	和 田	卓 ㊟

(注) 監査役遠藤隆三、小室直義、和田卓は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成29年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,132,772	流 動 負 債	699,628
現 金 及 び 預 金	389,756	短 期 借 入 金	500,000
売 掛 金	50,292	1年内返済予定の長期借入金	150,000
前 払 費 用	1,188	未 払 金	10,888
未収還付法人税等	40,193	未 払 費 用	10,517
繰延税金資産	2,150	未 払 法 人 税 等	7,048
短期貸付金	1,644,000	預 り 金	9,883
そ の 他	5,191	賞 与 引 当 金	3,256
		そ の 他	8,034
固 定 資 産	5,086,058	固 定 負 債	547,227
有 形 固 定 資 産	7,115	長 期 借 入 金	525,000
工 具 器 具 備 品	4,768	退 職 給 付 引 当 金	22,227
建 設 仮 勘 定	2,347		
		負 債 合 計	1,246,856
無 形 固 定 資 産	8,843	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	5,925	株 主 資 本	5,675,067
ソフトウェア仮勘定	2,918	資 本 金	704,994
		資 本 剰 余 金	3,867,650
投 資 そ の 他 の 資 産	5,070,098	資 本 準 備 金	604,994
投 資 有 価 証 券	18,580	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,262,655
関 係 会 社 株 式	5,023,227	利 益 剰 余 金	1,102,481
長 期 貸 付 金	15,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,102,481
繰延税金資産	8,059	繰越利益剰余金	1,102,481
そ の 他	5,231	自 己 株 式	△59
		新 株 予 約 権	296,907
		純 資 産 合 計	5,971,974
資 産 合 計	7,218,830	負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,218,830

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てております。

損 益 計 算 書

(平成28年7月1日から
平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目					金 額	
営	業	収	益			
経	営	指	導	料	567,973	
受	取	配	当	金	241,895	809,868
営	業	費	用			573,023
営	業	利	益			236,845
営	業	外	収	益		
受	取	利	息		3,553	
受	取	配	当	金	1	
そ	の	他			24	3,579
営	業	外	費	用		
支	払	利	息		2,600	2,600
経	常	利	益			237,823
特	別	損	失			
固	定	資	産	除	748	748
税	引	前	当	期		237,074
法	人	税、	住	民	14,443	
法	人	税	等	調	△716	13,727
当	期	純	利	益		223,347

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(平成28年7月1日から
平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成28年7月1日残高	704,994	604,994	3,262,655	3,867,650	1,040,846	1,040,846
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△161,712	△161,712
当期純利益					223,347	223,347
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	61,635	61,635
平成29年6月30日残高	704,994	604,994	3,262,655	3,867,650	1,102,481	1,102,481

(単位：千円)

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
平成28年7月1日残高	△27	5,613,463	259,598	5,873,061
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△161,712		△161,712
当期純利益		223,347		223,347
自己株式の取得	△31	△31		△31
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			37,308	37,308
事業年度中の変動額合計	△31	61,604	37,308	98,912
平成29年6月30日残高	△59	5,675,067	296,907	5,971,974

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務の見込み額に基づき計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 27,778千円

2. 債務保証

下記の連結子会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

㈱E 3 1,922,331千円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 1,698,785千円

長期金銭債権 15,000千円

短期金銭債務 1,634千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 809,868千円

営業費用 18,904千円

営業取引以外の取引高 3,182千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	45株	40株	一株	85株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

(繰延税金資産)

(1) 流動資産

賞与引当金	1,000千円
未払事業税	1,009千円
その他	140千円
計	2,150千円

(2) 固定資産

株式報酬費用	90,497千円
退職給付引当金	6,775千円
その他	1,284千円
評価性引当額	△90,497千円
計	8,059千円
繰延税金資産合計	10,209千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	(株)エコネコ ル	(所有) 直接 100%	役員の兼任 配当金の受取 経 営 指 導 資金の貸付	配当金の受取(注1)	88,667	—	—
				経営指導料(注2)	289,498	売掛金	25,724
				利息の受取(注3)	1,876	—	—
				資金の貸付(注3)	200,000	短期貸付金	460,000
				資金の回収	460,000	長期貸付金	15,000
子会社	(株)3WM	(所有) 直接 100%	役員の兼任 配当金の受取 経 営 指 導	配当金の受取(注1)	36,229	—	—
				経営指導料(注2)	71,474	売掛金	6,265
子会社	(株)クロダ リサイクル	(所有) 直接 100%	役員の兼任 配当金の受取 経 営 指 導	配当金の受取(注1)	15,490	—	—
				経営指導料(注2)	88,627	売掛金	7,842
子会社	(株)しんえこ	(所有) 直接 100%	役員の兼任 経 営 指 導 資金の貸付	経営指導料(注2)	34,890	売掛金	3,085
				利息の受取(注3)	430	—	—
				資金の貸付(注3)	—	短期貸付金	100,000
				資金の回収	—		

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取 引 の 内 容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	㈱アストコ	(所有) 直接 100%	役員の兼任	増資の引受 (注 5)	80,000	—	—
子会社	㈱E 3	(所有) 直接 100%	役員の兼任 配当金の受取 経営指導 資金の貸付 借入金に対する債務保証	債務保証 (注 4)	1,922,331	—	—
				配当金の受取(注1)	82,024	—	—
				経営指導料(注2)	35,079	売掛金	3,080
				利息の受取(注3)	875	—	—
				資金の貸付(注3) 資金の回収	1,184,000 100,000	短期貸付金	1,084,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 持株会社である当社が示す配当基準に準拠し、配当を実施しております。
- (注2) 価格その他の取引条件は、経営指導に関する契約等に基づき、決定しております。
- (注3) 資金の貸付に関しては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注4) 金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。
なお、債務保証に伴う保証料は収受しておりません。
- (注5) 増資の引受については、株主割当増資を引き受けたものであります。
- (注6) 上記取引金額は消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	877円35銭
1 株当たり当期純利益金額	34円53銭

重要な後発事象に関する注記

当社は、子会社である株式会社E 3が行った金融機関からの借入1,888百万円に對しての保証を行っております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年 8 月24日

株式会社エンビプロ・ホールディングス
取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員 公認会計士 野 邊 義 郎 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 久 貝 陽 生 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 川 越 宗 一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エンビプロ・ホールディングスの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年9月12日

株式会社エンビプロ・ホールディングス 監査役会

常勤監査役	渡 邊	一 ㊟
社外監査役	遠 藤	隆 三 ㊟
社外監査役	小 室	直 義 ㊟
社外監査役	和 田	卓 ㊟

(注) 監査役遠藤隆三、小室直義、和田卓は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を重要課題の一つとして認識し、業績に応じた利益配分、経営基盤強化のための内部留保等を総合的に勘案しながら、長期的な視野に立ち、安定的かつ継続的な利益還元を行うことを基本方針といたします。業績連動利益配分の指標として連結配当性向20～30%を目標として実施してまいります。また、上記の連結配当性向に基づく配当金が年間20円を下回る場合にも、年間20円の安定配当を目指す所存です。

以上の基本方針を踏まえ、当期の期末配当金につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1 株につき金 30円
総額 194,053,650円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年 9 月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 今後の機動的な資本政策を図るため、自己の株式の取得を取締役会の決議により行うことができる旨の規定として、変更案第7条を新設するものであります。
- (3) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的として、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、及び今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、変更案第25条を新設するものであります。なお、変更案第25条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) その他、不要となった条文の削除及び規定の明確化を図るための文言の整備を行うとともに、上記の各変更に伴う字句の修正を行う等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(省略)	(現行どおり)
第 1 条 (目的)	第 1 条 (目的)
第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1 各種事業を営む会社の株式等を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理及び経営指導	(1) 各種事業を営む会社の株式等を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理及び経営指導
2 前号に定める会社への事業開発・企画等の提供	(2) 前号に定める会社への事業開発・企画等の提供
3 会社の法務、財務、経理、人事等の管理業務	(3) 会社の法務、財務、経理、人事等の管理業務
4 企業に関連する投資、合併、買収、統合、売却及び事業譲渡に関する企画、指導、仲介及び斡旋	(4) 企業に関連する投資、合併、買収、統合、売却及び事業譲渡に関する企画、指導、仲介及び斡旋
5 情報システム構築・開発・販売・メンテナンス受託業務	(5) 情報システム構築・開発・販売・メンテナンス受託業務
6 リサイクル業界に関する調査研究及びその受託ならびにそれに付帯または関連する業務	(6) リサイクル業界に関する調査研究及びその受託並びにそれに付帯又は関連する業務
7 金銭の貸付、その代理及び貸借の媒介ならびに保証	(7) 金銭の貸付、その代理及び貸借の媒介並びに保証
8 経営コンサルタント業務	(8) 経営コンサルタント業務
9 前各号に付帯する一切の事業	(9) 前各号に付帯する一切の事業
第 3 条 (省略)	第 3 条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第 5 条 (省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条 (省略)	第 6 条 (現行どおり)
(新設)	(自己の株式の取得)
	第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

現 行 定 款	変 更 案
第7条 (省略)	第8条 (現行どおり)
(単元未満株式を有する株主の権利) 第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	(単元未満株式を有する株主の権利) 第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
(相続人等に対する売渡しの請求) 第9条 当会社は、相続その他一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。	(削除)
(株式取扱規程) 第10条 当会社の株券の種類、株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第10条 当会社の株式に関する手続及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。
第11条 (省略)	第11条 (現行どおり)
(株主割当てを受ける権利等の決定) 第12条 株主に株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、募集要項および会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。	(削除)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(基準日) 第13条 当会社は、毎年6月30日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	(基準日) 第12条 当会社は、毎年6月30日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
第14条 (省略)	第13条 (現行どおり)
(招集権者および議長)	(招集権者及び議長)
第15条 (省略)	第14条 (現行どおり)
(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。	(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2 (省略)	2 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(参考書類等のインターネット開示) 第17条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。	(参考書類等のインターネット開示) 第16条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。
(議決権の代理行使) 第18条 (省略) 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。	(議決権の代理行使) 第17条 (現行どおり) 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(員数) 第19条 当会社に取締役10名以内を置く。 (新設)	(員数) 第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
(選任) 第20条 (新設) 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 2 取締役の選任決議については、累積投票によらない。	(選任) 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

現 行 定 款	変 更 案
(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。 (新設) (新設)	(任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除) 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
(取締役会) 第22条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。 2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認があったものとみなす。 4 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。	(取締役会) 第21条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認があったものとみなす。 4 取締役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任) 第22条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
(代表取締役) 第23条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。 (新設)	(代表取締役及び付託取締役) 第23条 取締役会は、 <u>その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。</u> 2 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u>
(新設)	(報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
(新設)	(取締役の責任免除) 第25条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第5章 監査役及び監査役会	(削除)
(員数) 第24条 当会社に監査役5名以内を置く。	(削除)
(選任) 第25条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(任期) 第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	(削除)
(常勤監査役) 第27条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会招集の通知) 第28条 監査役会を招集するには、会日の3日前までに各監査役に対し招集の通知を発する。但し、緊急の時は、この期間を短縮することができる。	(削除)
(監査役会規程) 第29条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。	(削除)
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	(監査等委員会) 第26条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。
第6章 会計監査人	(削除)
(会計監査人) 第30条 当社は、会計監査人を置く。	(削除)
第7章 計 算	第6章 計 算
第31条 (省略)	第27条 (現行どおり)
(剰余金の配当) 第32条 株主総会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という）に対して期末配当を行うことができる。 2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	(剰余金の配当) 第28条 株主総会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2 前項のほか、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

現 行 定 款	変 更 案
(配当金の除斥期間) 第33条 期末配当金または中間配当金がその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。	(配当金の除斥期間) 第29条 期末配当金又は中間配当金がその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（8名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）7名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	さの とみかず 佐野 富和 (昭和27年3月24日)	昭和49年4月 佐野マルカ商店(現：株式会社エコネ コル) 入社 昭和53年7月 同社 取締役 昭和54年4月 衆議院議員江崎真澄事務所 入所 昭和57年4月 株式会社佐野マルカ商店 専務取締 役 昭和60年10月 同社 代表取締役社長 平成15年12月 株式会社アビジ 代表取締役社長 平成18年7月 株式会社3WM 代表取締役 平成19年2月 同社 取締役 平成20年6月 株式会社アビジ 取締役(現任) 平成22年5月 当社 代表取締役社長(現任) 平成24年3月 株式会社エコネコル 取締役 平成25年4月 同社 代表取締役 平成27年10月 株式会社東洋ゴムチップ 取締役 【重要な兼職の状況】 株式会社アビジ 取締役	194,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日) ふりがな	略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	さの ふみかつ 佐野 文勝 (昭和36年6月6日)	昭和57年4月 株式会社後藤商店 入社 昭和58年4月 株式会社佐野マルカ商店(現：株式会社エコネコル) 入社 昭和60年10月 同社 取締役 平成12年4月 株式会社富士エコサイクル 取締役 平成16年11月 株式会社佐野マルカ 常務取締役 平成20年6月 株式会社クロダリサイクル 代表取締役社長 平成22年6月 当社 常務取締役(現任) 平成22年6月 株式会社アビツ 取締役 平成23年6月 株式会社クロダリサイクル 取締役 平成24年4月 株式会社エコネコル 代表取締役社長(現任) 平成25年12月 株式会社エコミット(現：株式会社アストコ) 取締役 平成27年10月 株式会社東洋ゴムチップ 取締役 平成29年7月 株式会社ブラ2 ブラ代表取締役社長(現任) 【重要な兼職の状況】 株式会社エコネコル 代表取締役社長 株式会社ブラ2 ブラ 代表取締役社長	945,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日) ふりがな	略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	はるやま こうぞう 春山 孝造 (昭和39年10月21日)	昭和58年4月 小澤物産株式会社 入社 昭和60年3月 春山金属 入社 昭和61年3月 有限会社春山金属 代表取締役社長 平成6年3月 株式会社カネムラ 取締役 平成11年9月 同社 常務取締役 平成13年3月 株式会社コーゾーリレーションズ 代表取締役社長 平成18年7月 株式会社3WM 代表取締役社長 平成22年7月 当社 執行役員 平成23年4月 株式会社しんえこ 代表取締役社長 (現任) 平成23年7月 当社 常務執行役員 平成25年12月 株式会社エコミット(現：株式会社ア ストコ) 取締役 平成27年3月 同社 代表取締役社長(現任) 平成27年7月 株式会社エコネコル 取締役 平成27年9月 当社 取締役(現任) 【重要な兼職の状況】 株式会社しんえこ 代表取締役社長 株式会社アストコ 代表取締役社長	4,700株
4	すずき なおゆき 鈴木 直之 (昭和42年4月20日)	平成3年4月 日栄証券株式会社(現：株式会社SBI 証券) 入社 平成17年4月 日本アジア投資株式会社 入社 平成17年7月 J A I C 証券株式会社 代表取締役 社長 平成20年6月 同社 取締役 平成20年9月 株式会社エコネコル 取締役 平成21年8月 株式会社オイコス 取締役 平成22年5月 当社 取締役(現任) 平成23年9月 株式会社3WM 取締役 平成25年12月 株式会社エコミット(現：株式会社ア ストコ) 監査役 平成26年2月 株式会社E3 代表取締役社長(現 任) 平成27年10月 株式会社東洋ゴムチップ 取締役 【重要な兼職の状況】 株式会社E3 代表取締役社長	3,300株

候補者 番 号	氏 名 (ふりがな 生 年 月 日)	略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	むらかみ よしはる 村上 美晴 (昭和28年 8 月14日)	昭和55年11月 株式会社アイエヌジー設立 取締役 昭和56年 9 月 同社 代表取締役 昭和58年 3 月 日本福祉サービス株式会社(現：セントケア・ホールディング株式会社)設立 代表取締役社長 平成 8 年 2 月 有限会社村上企画設立 代表取締役(現任) 平成16年 6 月 メディスンショップ・ジャパン株式会社 代表取締役 平成17年12月 株式会社アイエヌジー 代表取締役社長 平成19年 1 月 株式会社佐野マルカ(現：株式会社エコネコル) 取締役 平成19年 4 月 セントケア・ホールディング株式会社 代表取締役会長 平成20年 2 月 同社 代表取締役会長兼社長 平成22年 5 月 当社取締役(現任) 平成24年 4 月 セントケア・ホールディング株式会社 代表取締役会長(現任) 【重要な兼職の状況】 セントケア・ホールディング株式会社 代表取締役会長 有限会社村上企画 代表取締役	5,100株
6	ふあん きゅちやん 黄 圭燦 (昭和38年 6 月25日)	平成 9 年 4 月 名古屋商科大学総合経営学部 専任講師 平成14年 4 月 同大学 助教授 平成18年 7 月 同大学 教授 平成19年 1 月 株式会社佐野マルカ(現：株式会社エコネコル) 取締役 平成19年 4 月 東海学園大学経営学部 准教授 平成22年 4 月 同大学 教授(現任) 平成22年 5 月 当社 取締役(現任) 【重要な兼職の状況】 東海学園大学経営学部 教授	2,500株

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生 年 月 日)	略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	い で し ょ う じ 井手 祥司 (昭和19年12月15日)	昭和43年4月 日本電子開発株式会社(現：キーウェアソリューションズ株式会社) 入社 昭和48年5月 株式会社デンケイ 入社 昭和60年1月 株式会社システムコア(現：株式会社コア)に転籍 昭和61年4月 同社 システム事業部事業部長 昭和61年7月 同社 取締役 昭和63年4月 同社 常務取締役 平成3年10月 同社 専務取締役 平成7年6月 同社 代表取締役副社長 平成15年6月 同社 代表取締役社長 平成21年4月 同社 取締役相談役 平成22年6月 同社 相談役 平成23年9月 当社 取締役(現任)	1,500株

- (注) 1. 取締役候補者佐野文勝氏は、取締役候補者佐野富和氏の弟であります。
2. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者佐野富和氏は、当社の経営を支配している者であります。
4. 上記取締役候補者の有する当社の株式数は、平成29年6月30日現在のものです。
5. 村上美晴氏、黄圭燦氏及び井手祥司氏は、社外取締役候補者であります。なお、各氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、本議案が原案どおり承認された場合、引き続き独立役員とする予定です。
6. 村上美晴氏、黄圭燦氏及び井手祥司氏が社外取締役に選任された場合、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されることを条件に、業務執行取締役等でない各氏との間で、当社定款に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。契約内容の概要は、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とするものであります。
7. 村上美晴氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年4ヶ月となります。黄圭燦氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年4ヶ月となります。井手祥司氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
8. 取締役候補者の選任理由は次のとおりであります。
- (1) 佐野富和氏につきましては、当社の礎を築き上げ、当社代表取締役として長年にわたりリーダーシップを発揮し、当社グループの様々な事業分野における豊富な経験と実績、多岐にわたる業務経験で培われた見識を有しております。今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。
- (2) 佐野文勝氏につきましては、資源リサイクル事業の分野における業務経験と知見を有するとともに、当社及び当社グループ会社の取締役の経験を有しております。今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。
- (3) 春山孝造氏につきましては、資源リサイクル事業の分野における業務経験と知見を有するとともに、中古車自動車事業及び就労移行支援事業等、新事業の立ち上げに関する経験を有しております。今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。
- (4) 鈴木直之氏につきましては、豊富な金融の知見を有し、当社及び当社グループ会社の取締役の経験を有しております。今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

- (5) 村上美晴氏につきましては、上場企業経営者としての経験をもとに当社グループの経営戦略に対する有益なる助言を与えることができるからであります。今後も社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。
- (6) 黄圭燦氏につきましては、経済学者としての経験をもとに当社グループの経営戦略に対する有益なる助言を与えることができるからであります。今後も社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。
- (7) 井手祥司氏につきましては、元上場企業経営者としての経験をもとに当社グループの経営戦略に対する有益なる助言を与えることができるからであります。今後も社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

第４号議案 監査等委員である取締役３名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	えんどう りゅうぞう 遠藤 隆三 (昭和22年10月２日)	昭和41年４月 名古屋国税局 入局 平成18年７月 中川税務署 署長 平成19年８月 遠藤隆三税理士事務所 開業(現任) 平成20年３月 三和電材株式会社 社外監査役 平成20年９月 株式会社エコネコル 監査役 平成22年５月 当社 監査役(現任) 平成23年４月 株式会社３WM 監査役(現任) 【重要な兼職の状況】 遠藤隆三税理士事務所 所長 株式会社３WM 監査役	—
2	こむろ なおよし 小室 直義 (昭和23年５月13日)	昭和46年４月 富士宮市役所 入所 平成３年４月 富士宮市議会議員 平成15年４月 富士宮市長 平成23年６月 当社 監査役(現任) 平成23年７月 株式会社オイコス 監査役 平成26年２月 株式会社Ｅ３ 監査役(現任) 平成26年４月 株式会社エコミット(現：株式会社アストコ) 監査役 平成26年６月 富士開拓農業協同組合 理事 平成27年５月 ミルクランド株式会社 取締役(現任) 平成28年10月 株式会社アストコ 監査役(現任) 平成29年６月 一般社団法人コミュニティーネットサービス 理事(現任) 【重要な兼職の状況】 株式会社アストコ 監査役 株式会社Ｅ３ 監査役 ミルクランド株式会社 取締役 一般社団法人コミュニティーネットサービス 理事	2,400株

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生 年 月 日)	略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	わだ たかし 和田 卓 (昭和26年1月23日)	昭和49年4月 日本電装株式会社(現：株式会社デンソー)入社 平成16年6月 株式会社デンソーファシリティーズ取締役 平成17年6月 株式会社デンソーセイビ 代表取締役 平成26年9月 当社 監査役(現任) 平成27年12月 株式会社東洋ゴムチップ 監査役(現任) 平成29年7月 株式会社ブラ2ブラ 監査役(現任) 【重要な兼職状況】 株式会社東洋ゴムチップ 監査役 株式会社ブラ2ブラ 監査役	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 上記取締役候補者の有する当社の株式数は、平成29年6月30日現在のものであります。
3. 遠藤隆三氏、小室直義氏及び和田卓氏は社外取締役候補者であります。
4. 遠藤隆三氏、小室直義氏及び和田卓氏が社外取締役に選任された場合、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されることを条件に、業務執行取締役等でない各氏との間で、当社定款に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。契約内容の概要は、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とするというものであります。
5. 遠藤隆三氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって7年4ヶ月となります。小室直義氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって6年3ヶ月となります。和田卓氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
6. 社外取締役候補者の選任理由は次のとおりであります。
- (1) 遠藤隆三氏につきましては、税理士の資格を有しており、当社グループの経営戦略に対する有益なる助言を与えることができるからであります。また、同氏は、現在当社の社外監査役としてその職責を適切に果たしていることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、過去に、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (2) 小室直義氏につきましては、市長としての経験をもとに当社グループの経営戦略に対する有益なる助言を与えることができるからであります。また、同氏は、現在当社の社外監査役としてその職責を適切に果たしていることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (3) 和田卓氏につきましては、元上場企業子会社の経営者としての経験をもとに当社グループの経営戦略に対する有益なる助言を与えることができるからであります。また、同氏は、現在当社の社外監査役としてその職責を適切に果たしていることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任する順位につきましては、黄圭燦氏を第1順位とし、井手祥司氏を第2順位といたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生 年 月 日)	略歴・地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ふあん きゅちやん 黄 圭燦 (昭和38年6月25日)	平成9年4月 名古屋商科大学総合経営学部 専任講師 平成14年4月 同大学 助教授 平成18年7月 同大学 教授 平成19年1月 株式会社佐野マルカ(現：株式会社エコネコル) 取締役 平成19年4月 東海学園大学経営学部 准教授 平成22年4月 同大学 教授(現任) 平成22年5月 当社 取締役(現任) 【重要な兼職の状況】 東海学園大学経営学部 教授	2,500株
2	いで しょうじ 井手 祥司 (昭和19年12月15日)	昭和43年4月 日本電子開発株式会社(現：キーウェアソリューションズ株式会社) 入社 昭和48年5月 株式会社デンケイ 入社 昭和60年1月 株式会社システムコア(現：株式会社コア)に転籍 昭和61年4月 同社 システム事業部事業部長 昭和61年7月 同社 取締役 昭和63年4月 同社 常務取締役 平成3年10月 同社 専務取締役 平成7年6月 同社 代表取締役副社長 平成15年6月 同社 代表取締役社長 平成21年4月 同社 取締役相談役 平成22年6月 同社 相談役 平成23年9月 当社 取締役(現任)	1,500株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記取締役候補者の有する当社の株式数は、平成29年6月30日現在のものです。
3. 黄圭燦氏及び井手祥司氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 黄圭燦氏及び井手祥司氏は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役以外の取締役に就任する予定ですが、監査等委員である取締役に法令に定める員数を欠くことになる場合、監査等委員である取締役以外の取締役に辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定です。
5. 当社は、黄圭燦氏及び井手祥司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認された場合、引き続き独立役員とする予定ですが、監査等委員である取締役に就任した場合も、引き続き独立役員とする予定です。
6. 第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認された場合、黄圭燦氏及び井手祥司氏との間で、当社定款に基づき、責任限定契約を締結する予定ですが、監査等委員である取締役に就任した場合も当該契約を継続する予定です。契約内容の概要は、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とするものであります。
7. 黄圭燦氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年4ヶ月となります。井手祥司氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
8. 補欠の監査等委員である取締役の選任理由は次のとおりであります。
- (1) 黄圭燦氏につきましては、経済学者としての経験をもとに当社グループの経営戦略に対する有益なる助言を与えることができるからであります。また、同氏は、現在当社の社外取締役としてその職責を適切に果たしていることから、補欠の監査等委員である社外取締役をお願いするものであります。
- (2) 井手祥司氏につきましては、元上場企業経営者としての経験をもとに当社グループの経営戦略に対する有益なる助言を与えることができるからであります。また、同氏は、現在当社の社外取締役としてその職責を適切に果たしていることから、補欠の監査等委員である社外取締役をお願いするものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、平成22年9月16日開催の定時株主総会において、年額500,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額500,000千円以内（うち社外取締役分は30,000千円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は7名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

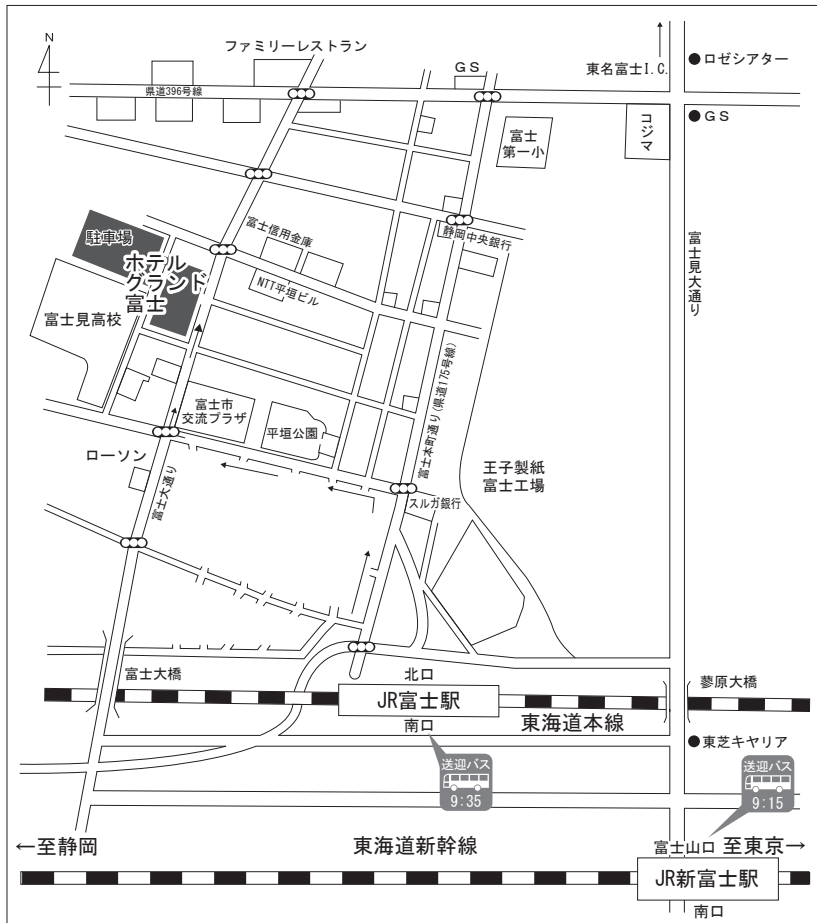
第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図



- | | |
|------|--|
| 会 場 | ホテルグランド富士 2階 孔雀の間
静岡県富士市平垣本町 8 番 1 号
TEL (0545) 61-0360 FAX (0545) 61-8564 |
| 交通機関 | 東海道本線「富士駅」より徒歩 7 分
東海道新幹線「新富士駅」より車 7 分 |
| 送迎バス | 当日は送迎バスをご用意いたします。
【運行時間】
午前 9 時 15 分 (新富士駅富士山口)
午前 9 時 35 分 (富士駅南口)
※当日の道路混雑等の交通事情によって、
運行時間が変更となる場合がございます。 |